

総務課

☎89-3330

▼行政相談委員にご相談ください

このたび総務大臣から行政相談委員に、油木地区を藤井世威子さん(南ゆき)・神石地区を樋村良幸さん(福永)・豊松地区を金森伸行さん(有木)・三和地区を重松文宏さん(小畠)に再委嘱されました。

任期は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までです。

行政相談委員は、国をはじめとする行政に関する苦情や要望をお聞きし、その解決や実現の促進を図るとともにこれらを、行政運営に反映させる相談を受けます。お気軽にご相談ください。

※なお毎月第1水曜日に相談所を開設しています。ただし、5月、1月は第2水曜日となります。

住民課

☎89-3334

▼固定資産税の減免について

集会所等の土地や家屋など、公益のために直接使用している土地及び家屋(有料で使用しているものを除く)にかかる固定資産税は申請により減免となります。

該当する固定資産をお持ちの方は、5月23日(月)までに役場住民課税務係または、各支所町民課町民係へ申請してください。

まちづくり推進課

☎89-3332

▼地域のまちづくり活動にふるさとふれあい事業基金を利用してみませんか

町では、「人と自然が輝く高原のまち」をめざし、個性と創造に満ちたまちづくりのために行う事業を支援しています。地域活性化のためにぜひ「神石高原町ふるさとふれあい事業基金」をご活用ください。

●事業内容

①地域コミュニティ育成事業

- 町内の団体等が、まちづくり、人づくりのために行う事業に助成
- 地域イベント、交流事業、事業費30万円以内のハード事業など
- ・助成金額…対象事業費の原則8割以内

②学習活動支援事業

- 町内の団体等が行うまちづくり等学習会、研修会等の開催に助成
- ・助成対象…必要経費のうち講師及び指導者の謝金及び旅費(宿泊費を含む)
- ・助成金額…1件10万円以内

③まちづくり助成事業

- 町内の団体等が、まちづくりのために行う施設整備事業に助成
- 公園整備、文化財・地元材を活用した施設整備、地域ぐるみで行う防犯灯整備など

- ・助成金額…対象事業費の原則8割以内、限度額500万円
- ※ただし、申請状況によっては助成率、助成金額の変更もありえます。

●申請方法・申請時期

- ①②…随時受け付けていますので、各支所町民課(三和地区は本庁まちづくり推進課)までお問い合わせください。
- ③…6月30日(木)までに本庁まちづくり推進課に事業申請してください。
- ※本庁まちづくり推進課、支所町民課又は町ホームページにある応募要領をご覧ください。うえ、所定の様式に必要事項を記入し、提出してください。

●選考方法

- 審査会の審査により、助成金の交付を決定します。
- ①②…町内4地区において、申請状況により毎月中旬に開催予定です。詳しくは各支所町民課(三和地区は本庁まちづくり推進課)までお問い合わせください。
- ③…7月に開催予定(年1回)です。日時が決まり次第お知らせします。

詳しくは、まちづくり推進課または各支所町民課へお問い合わせください。

環境衛生課

☎89-3336

▼平成23年7月1日から犬・ねいの引取り方法が変わります！

広島県(広島市、呉市、福山市を除く)では、平成23年7月1日から、飼い主が安易に犬・ねこを手放すことを防止し、終生飼養に対する責任の自覚を促すことを目的に、引取りを求める飼い主からの引取りを有料とし、引取り場所、引取り回数を変更します。

●引取り手数料

- ・成犬・成ねこ(生後91日以上)……1頭(匹)につき2,000円
- ・仔犬・仔ねこ(生後91日未満)……1頭(匹)につき400円

※自宅等へ直接引取りに向く場合は、別途料金がかかります。※引取り手数料は飼い犬・ねこのみが対象となります。(所有者不明の犬・ねこは無料)

●引取り場所、引取り回数(下表)

- ペットは愛情と責任を持って最期まで飼いましょう!!
- 動物を捨てることは犯罪です!

「動物の愛護及び管理に関する法律」で、飼っている動物を捨てることは禁止されています。違反すると、最高50万円の罰金が科せられます。

旧		
第1(木)	油木ふれあいプラザ	10:50
	役場豊松支所	11:40
	くるみふれあいプラザ	13:30
	神石高原町役場	13:50
	高蓋消防屯所	14:10
第3(木)	役場油木支所	11:00
	旧農協草木支店	11:30
	役場神石支所	11:50

新		
第2(水) 第4(水)	神石高原町役場	13:10

※引取り時間は30分程度です。

●引取り方法等の変更に関するお問い合わせ先

広島県動物愛護センター ☎0848・86・6511
広島県健康福祉局食品生活衛生課 ☎082・513・3103
環境衛生課

福祉課

☎89-3335

▼障害基礎年金の子の加算の対象者が拡大されます
配偶者が障害基礎年金を受給され、18歳の年度末まで(障害のある児童は20歳未満)のお子さんを扶養されている方へ

今まで児童扶養手当は、お子さんが配偶者の子の加算の対象である場合は支給されませんでしたが、平成23年4月以降は、障害基礎年金の子の加算額と児童扶養手当額を比べて額の多いほうを受給できることとなります。ただし、1人の児童について、児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算の両方を受け取ることはできません。

▼神石高原こども医療制度の申請をしてください

町では、小学校1年生から中学校3年生までの方を対象に医療機関ごとに1日の支払いが500円までになる神石高原こども医療制度を実施しています。対象になる方でまだ申請をされていない方は、役場福祉課または各支所町民課で申請手続きを行ってください。

なお、重度医療制度などの他の制度で助成を受けることができる方は対象外です。詳しい制度の内容、申請方法については、役場福祉課までお問い合わせください。

▼児童扶養手当・特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当額変更のお知らせ

手 当	金額(月額)
児童扶養手当(全部支給)	41,550円
児童扶養手当(一部支給)	41,540円～9,810円
特別児童扶養手当(1級)	50,550円
特別児童扶養手当(2級)	33,670円
特別障害者手当	26,340円
障害児福祉手当	14,330円
福祉手当(経過措置分)	14,330円

平成23年4月から児童扶養手当などの手当額が次のとおり改定されます。該当される方には、文書で金額等をお知らせします。詳しくは福祉課または各支所町民課へお問い合わせください。